

許可番号 第10010009356号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県呉市広多賀谷一丁目9番30号
名称 株式会社こっこー
代表取締役 横岡 達也

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 令和 8年10月 8日

許可の有効年月日 令和15年 3月31日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 有
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
「別表に記載」

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 設置場所及び面積
設置場所：岡山県倉敷市中島字中沖1224番1
面積：27.6m²
- (2) 保管する産業廃棄物の種類
「別表に記載」
- (3) 保管上限及び高さ
保管上限：22.9m³
高さ：なし（容器保管）

3. 許可の条件

積替え保管施設の設置場所及び面積

設置場所：岡山県倉敷市中島字中沖1224番1
面積：27.6m²

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 4月 1日 新規許可
平成29年10月16日 変更届出に伴う許可証の書換え（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化）
令和 2年 8月21日 変更届出に伴う許可証の書換え（事業場地番の合筆による修正）
令和 4年 9月 9日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）
令和 8年 4月16日 変更届出に伴う許可証の書換え（積替え保管施設の面積の変更）
令和 8年 6月 9日 更新許可（許可の有効年月日：令和15年3月31日）
令和 8年10月 8日 変更許可（積替え保管施設の面積の変更及び取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

5. 規則第10条の9第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(別表)

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え保管で取り扱う産業廃棄物の種類	
		取り扱う品目	限定がある場合 その内容	取り扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		—	
2	汚泥	○		○	
3	廃油	○		—	
4	廃酸	○		—	
5	廃アルカリ	○		—	
6	廃プラスチック類	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
7	紙くず	○		—	
8	木くず	○		—	
9	繊維くず	○		—	
10	動植物性残さ	—		—	
11	動物系固形不要物	—		—	
12	ゴムくず	—		—	
13	金属くず	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
14	ガラスくず等	○		○	
	自動車等破砕物	—		—	
15	鋳さい	○		○	
16	がれき類	○		—	
17	動物のふん尿	—		—	
18	動物の死体	—		—	
19	ばいじん	○		—	
20	産業廃棄物処理物	—		—	
21	輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え保管で取り扱う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	含む
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含む	含む

(備考)

- ・別表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。
 - ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くずのこと。
 - ・積替え保管場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所を記載する。
- なお、全ての積替え保管場所で同じ廃棄物を取り扱う場合は「○」で示す。